

医療費控除 Q & A

＜よくある質問集＞

令和5年度版
城里町役場 税務課

○ よくある質問 Q&A

① 人間ドックなどの費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

いわゆる人間ドックなどその他の健康診断のための費用は、原則医療費控除の対象にはなりません。

しかし、診断の結果、疾病が発見され、引き続きその治療のため通院等をした場合には、医療費控除の対象になります。

② 新型コロナウイルス感染症のPCR検査の費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

医師等の判断により受けたPCR検査の費用は医療費控除の対象となります。なお、控除対象になるのは自己負担金額分のみになります。

一方で、自己の判断により受けたPCR検査の費用は控除の対象にはなりません。ただし、検査の結果「陽性」であることが判明し、治療を受けた場合には対象になります。

③ 漢方薬やビタミン剤の購入費用は医療費控除の対象になりますか？

[A]

医薬品の購入費用で医療費控除の対象となるものは、**治療または療養に必要なもの**と規定されています。よって、その費用が治療または療養に必要なものではない場合（健康増進、疾病予防を目的とする場合）には医療費控除の対象になりません。

④ 医師の指導による食事療法を行った場合、その食品等の購入費用は医療費控除の対象になりますか？

[A]

自宅で行う食事療法のための食品の購入費用は、医薬品の購入にはあらず、また医師の診療を受けるため直接必要な費用にもあたらないため、医療費控除の対象にはなりません。

- ⑤ 入院するにあたって個室を使用する場合などの差額ベッド料金は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

差額ベッド料金や医療用器具等の購入費用などは、医師の指導による場合で、通常必要なものに限り医療費控除の対象となります。

ただし、自己の都合により個室を希望するなどして生じた差額料金については、控除の対象にはなりません。

- ⑥ 入院患者の食事代は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

病院に支払う入院患者の食事代は、入院費用の一部であり、入院の対価として支払われるものなので、通常必要なものに限り、医療費控除の対象となります。

ただし、病院から給付される食事以外の費用は対象にはなりません。

- ⑦ 入院する際に必要な寝具や洗面具など身の回りの品の購入費用（またはレンタル料金）は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

質問のような寝具や洗面具などは、入院するために必要なものですが、医師等による診療を受けるために直接必要なものには該当しないため、医療費控除の対象にはなりません。

- ⑧ 入院中、病院に支払うシーツ等のクリーニング代は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

病院が用意したシーツや枕カバー等のクリーニング代は、医療費控除の対象になります。しかし、患者本人のパジャマ等のクリーニング代は、入院の対価として支払われるものではないので、医療費控除の対象とはなりません。

また、入院中に使用したテレビや冷蔵庫などの賃借料等も同様に、医療費控除の対象とはみなされません。

- ⑨ 高血圧のため、医師による治療中、自宅にいても血圧測定をするように医師から指導されたため購入した血圧計の購入費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

通常の健康管理のための血圧計の購入費用は、医療費控除の対象にはなりませんが、医師の診療等を受けている場合において、治療の必要上、医師の指示により購入した血圧計の購入費用は、医療費控除の対象となります。

- ⑩ 喘息の患者が、医師に勧められて空気清浄機を自宅に設置した場合の購入費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

空気清浄機の購入費用は、医師による診療等を受けるために直接必要な費用にはあたらないため、医療費控除の対象にはなりません。

- ⑪ アトピー性皮膚炎に効果があると推奨される防ダニ寝具の購入費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

医療費器具等とは、それ自体が医療用器具等である場合に限られます。したがって、「防ダニ寝具」はそれ自体は医療用器具にあたらないため、医療費控除の対象にはなりません。

- ⑫ 新型コロナウイルス感染症を予防するためマスクを購入しましたが、この購入費用は医療費控除の対象になりますか？

[A]

マスクについては、病気の感染予防を目的とするものですので、医療費控除の対象にはなりません。



⑬ 診断書等の作成に係る文書料は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

診断書等の作成に係る文書料については、医師が診療・治療した内容を記載した文書の発行に係る手数料であり、その発行された文書は、医師の診療の対価に該当しないことが一般的である（生命保険会社への請求等）ため、医療費控除の対象にはなりません。

⑭ 父親が入院中に死亡し、その死後に入院期間の医療費が請求されました。この医療費は、相続人である長男が支払いました。この場合、支払った医療費は誰の医療費控除に該当しますか？

[A]

被相続人の死亡後に支払われた医療費は、たとえ相続財産から支払われた場合であっても、被相続人自身が支払ったことにはならないので、準確定申告上、医療費控除の対象にすることはできません。

したがって、質問の場合は、医療費を支出すべき事由が生じた時点で、長男が父親と生計を一にしていたのであれば、長男の医療費控除の対象になります。

⑮ 医療費控除の対象になる介護サービスには、どのようなものがありますか？

[A]

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設サービス費

[対象者]

要介護度 1～5 の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している方

[対象費用の額]

施設サービス費（介護費及び食費をいう。以下同じ。）に係る自己負担額として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額

[領収証]

指定介護老人福祉施設が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる金額（施設サービス費に係る自己負担額として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額）が記載されています。

居宅介護サービス費

[対象者]

「居宅サービス計画」（利用者自らが作成したのもので市町村への届出が受理されたものを含む。以下同じ。）で、次に掲げる居宅サービスのいずれかが含まれているものに基づいて居宅サービスを利用する要介護者の方。

- ・ 訪問看護（老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。以下同じ。）
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所療養介護

[対象となる居宅サービス]

上記に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

- ・ 訪問介護（家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除く。以下同じ。）
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 通所介護
- ・ 短期入所生活介護

[対象費用の額]

居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。）

[領収証]

指定居宅サービス事業者（居宅サービスを提供する事業者で都道府県知事が指定したものをいう。以下同じ。）が利用者に対して発行する領収証に、医療費控除の対象となる金額が記載されています。

なお、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の施設サービス費に係る自己負担額等は、従来から医療費控除の対象とされています。

また、居宅サービスのうち医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付対象外のものに係る自己負担額を含む。）は、従来から医療費控除の対象とされています。

【出典】国税庁 HP

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/010131/02/02.htm>

①⑥ 薬局で購入した絆創膏やガーゼも医療費控除の対象になりますか？

[A]

治療を目的として購入したものであれば、医療費控除の対象となります。

①⑦ 腰痛を和らげるために購入した湿布は医療費控除の対象になりますか？

[A]

肩こりや腰痛を和らげるために薬局等で購入した湿布代は原則医療費控除の対象にはなりません。ただし、医師の診断を受けて処方された湿布薬については、医療費控除の対象となります。

①⑧ 薬局等で購入した花粉症の薬も医療費控除の対象になりますか？

[A]

医師の処方を受けていなくても、花粉症という病気に対する治療を目的とした費用なので、医療費控除の対象となります。

①⑨ 歯並びを矯正するための費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

容貌を美化することを目的とした費用は、医療費控除の対象になりません。

ただし、発育段階にある子どもの成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、受ける人の年齢や矯正の目的からみて社会通念上歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象となります。

②⑩ 不妊治療の費用は、医療費控除の対象になりますか？

[A]

医療費控除の対象となります。ただし、治療に対して自治体等からの補助金を受給した場合には、補てんされた金額として支払い医療費から差し引かなければなりません。